

## 質屋営業新規許可申請

必要書類・手数料等		備考	
許可申請書		別記様式第1号 正本2通	
個人申請	履歴書	最近5年間の略歴を記載したもの	
	住民票の写し	本籍が記載されているもの。(外国籍の者にあつては、国籍等が記載されているもの。)	
	身分(身元)証明書	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明。本籍地の市町村役場で発行。	
法人申請	定款	原本に相違ない旨の記載	
	法人の登記事項証明書	履歴事項全部証明書。法務局で発行。	
	代表者その他業務を行う役員に係る	履歴書	最近5年間の略歴を記載したもの
		住民票の写し	本籍が記載されているもの。(外国籍の者にあつては、国籍等が記載されているもの。)
身分(身元)証明書		破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明。本籍地の市町村役場で発行。	
管理者(管理者を設ける場合のみ)に係る	履歴書	最近5年間の略歴を記載したもの	
	住民票の写し	本籍が記載されているもの。(外国籍の者にあつては、国籍等が記載されているもの。)	
	身分(身元)証明書	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明。本籍地の市町村役場で発行。	
質物保管設備に係る	構造概要書	質物保管設備基準(福井県公安委員会告示第37号)の基準を満たしていることを疎明できるもの。	
	図面その他の書類		
手数料(福井県証紙)		22,000円(金額が変更となる場合があるので必ず事前に申請窓口等で確認してください。)	

※ 法定代理人のあるときは追加の添付書類があります。